

平成26年度

第1回内灘町地域公共交通協議会 会議次第

日時 平成26年6月30日（月）
午前10時～
場所 内灘町役場 4階 408会議室

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 町長あいさつ

4. 議題

(1) 内灘町地域公共交通協議会について

- 平成25年度事業報告・決算について
- 平成26年度事業計画・予算について

… 資料1

(2) 内灘町コミュニティバスについて

- 運行実績について
- ネットワーク計画について

… 資料2

… 資料3

(3) その他

5. 閉会

平成26年6月30日現在

内灘町地域公共交通協議会 委員名簿

役職	氏名	所属	職名
会長	上出 孝之	内灘町	副町長
委員	中山 晶一朗	金沢大学 理工研究域 環境デザイン学系	教授
委員	石月 秀明	北陸信越運輸局石川運輸支局	首席運輸企画専門官
委員	早松 良美	石川県企画振興部新幹線・交通対策監室 交通政策課	主幹
委員	杉森 光弘	石川県津幡警察署 交通課	課長
委員	山本 浩二	石川県津幡土木事務所 維持管理課	課長
委員	長丸 一平	内灘町都市整備部	部長
委員	谷口 透	北鉄金沢バス株式会社	支配人
委員	坂下 忠夫	北陸鉄道株式会社 鉄道部	部長
委員	山口 清	日本海観光バス株式会社	内灘営業所長
委員	南 高広	石川県私鉄バス労働組合協議会	議長
委員	松川 祐子	内灘町商工会	女性部長
委員	石田 豊司	学校法人金沢医科大学	総務部長
委員	川辺 俊一	内灘町町会区長会	会計
委員	吉村 洋子	内灘町連合女性会	副会長
委員	大地 美子	町民代表	
委員	田村 ちえ子	町民代表	

(任期) 平成26年6月30日～平成28年6月29日
行政機関の職員については、その職にある期間
欠員による新たな委員の任期は、前任者の残任期間

座席表

(金沢大学) (副町長)
中山 晶一郎 上出 孝之

(北陸信越運輸局石川運輸支局)
石月 秀明

(内灘町商工会)
松川 祐子

(石川県新幹線・交通対策監室)
早松 良美

(金沢医科大学)
石田 豊司
(代理：坂田総務課長)

(石川県津幡警察署)
杉森 光弘

(内灘町町会区長会)
川辺 俊一

(北鉄金沢バス株)
谷口 透

(内灘町連合女性会)
吉村 洋子

(北鉄鉄道株)
坂下 忠夫

(町民代表)
大地 美子

(日本海観光バス株)
山口 清

(町民代表)
田村 ちえ子

(石川県私鉄バス労働組合協議会)
南 高広

(内灘町都市整備部担当部長)
長丸 信也

(内灘町都市整備部長)
長丸 一平

(内灘町地域振興課課長) (内灘町地域振興課主査)
中宮 憲司 能沢 洋

(内灘町地域振興課課長補佐)
福島 誠一

内灘町地域公共交通協議会規約

(目的)

第 1 条 内灘町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需用に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事務所)

第 2 条 協議会の事務所は、石川県河北郡内灘町字大学 1 丁目 2 番地 1 内灘町役場庁舎内に置く。

(事業)

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 協議会の運営に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 協議会は、別表 1 に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 監査員 2 人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表 1 に掲げる委員のうち行政機関の職員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2 年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、委員のうちから内灘町副町長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。

(監査員)

第8条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第9条 協議会の運営に関する事務を行うため、内灘町都市整備部地域振興課内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、内灘町都市整備部地域振興課長をもって充てる。

3 事務局員は、内灘町都市整備部地域振興課職員をもって充てる。

(会議の運営等)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の決議の方法は、会議出席委員の総意で決定することとする。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算の編成及び現金の出納、その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第13条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長が清算する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年5月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年6月2日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

法第 6 条第 2 項 第 1 号委員	内灘町副町長
法第 6 条第 2 項 第 2 号委員	北鉄金沢バス株式会社
	北陸鉄道株式会社
	日本海観光バス株式会社
	石川県私鉄バス労働組合協議会
	石川県津幡土木事務所
	内灘町都市整備部長
法第 6 条第 2 項 第 3 号委員	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局石川運輸支局
	石川県企画振興部新幹線・交通対策監室
	石川県津幡警察署交通課
	内灘町商工会 (女性部)
	学校法人金沢医科大学総務課
	地域公共交通利用者 (町会・区長会)
	地域公共交通利用者 (町連合女性会)
地域公共交通利用者 (住民)	

平成25年度 協議会事業報告・決算について

平成25年度 内灘町地域公共交通協議会決算

1 歳入

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	差引	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	500,000	492,161	7,839	利用促進事業負担金（内灘町） ※未執行分は町に返納
2 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1,000	69	931	預金利息
歳入合計			501,000	492,230	8,770	

2 歳出

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	差引	説明
1 事業費	1 事業費	1 事業費	500,000	492,230	7,770	公共交通利用促進事業 1.浅野川線利用助成 10,000 円 2.石川線・浅野川線利用促進連絡会事業 100,000 円 3.町内公共交通総合時刻表 381,690 円 4.振込手数料 540 円
2 予備費	1 予備費	1 予備費	1,000	0	1,000	
歳出合計			501,000	492,230	8,770	

平成26年度 協議会事業計画・予算について

平成26年度 内灘町地域公共交通協議会予算

1 歳入

(単位：円)

款	項	目	予算額	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	500,000	利用促進事業負担金（内灘町）
2 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1,000	預金利息
歳入合計			501,000	

2 歳出

(単位：円)

款	項	目	予算額	説明
1 事業費	1 事業費	1 事業費	500,000	公共交通利用促進事業 1.浅野川線利用助成 100,000 円 2.石川線・浅野川線利用促進連絡会事業 100,000 円 3.浅野川線フリーエコきっぷ啓発（※） 300,000 円
2 予備費	1 予備費	1 予備費	1,000	
歳出合計			501,000	



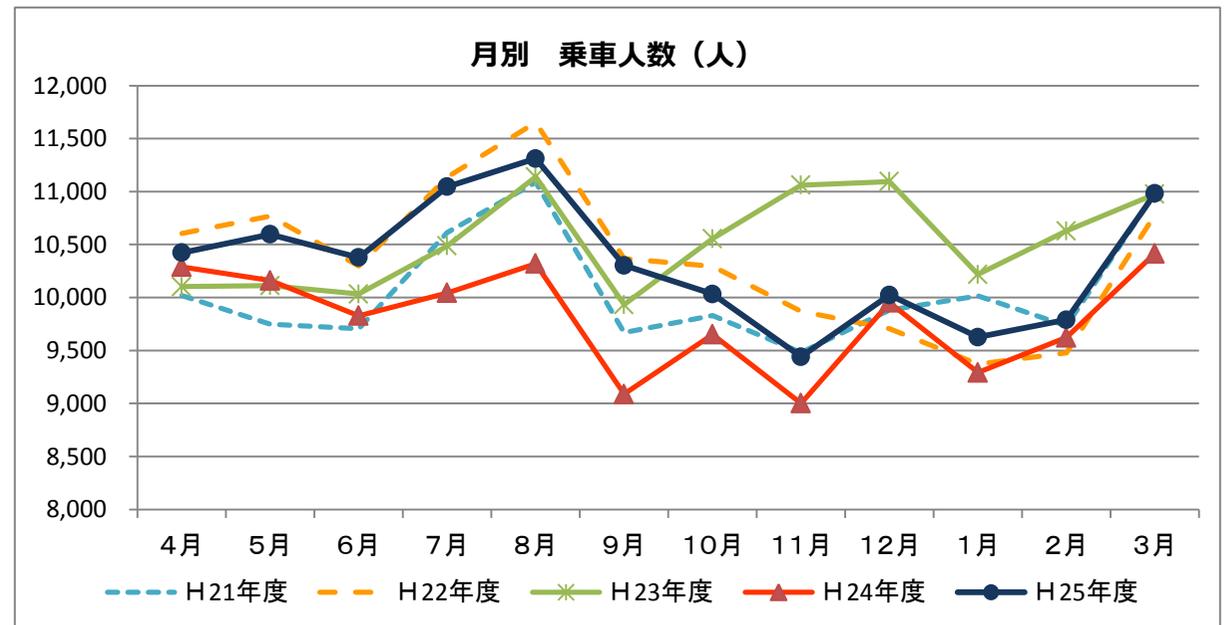
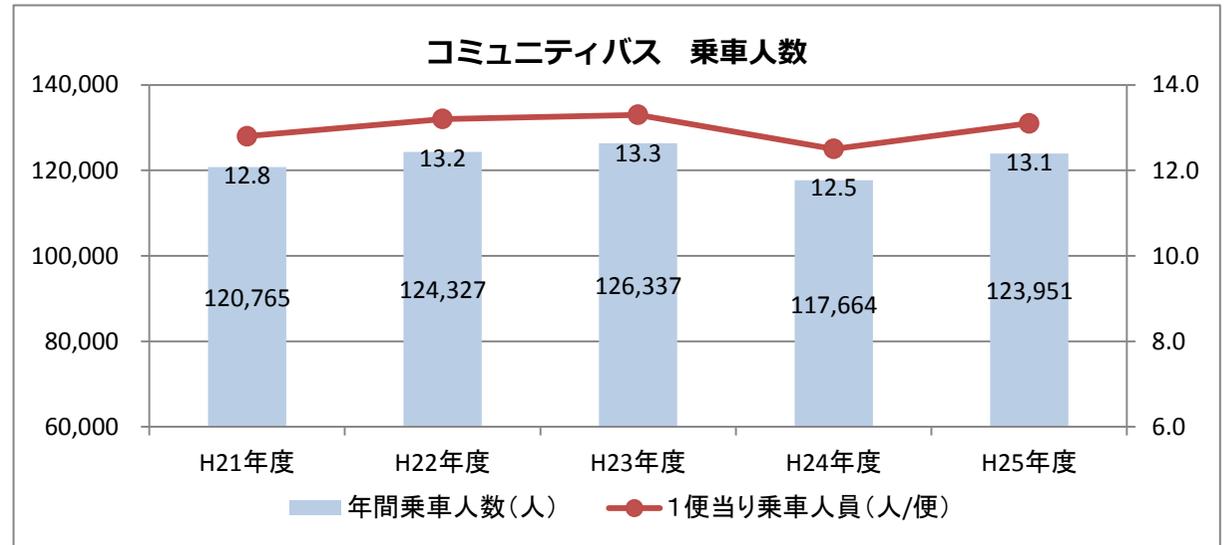
平成25年度内灘町コミュニティバス運行実績について

資料 2

乗車人員の推移

【南部ルート・全町ルート合計】

年度	月		合計
	乗車人員	他	
H25年度	乗車人員(人)		123,951
	対前年(同月)比		105.3%
	便数(便)		9,438
	1便当り乗車人員(人/便)		13.1
H24年度	乗車人員(人)		117,664
	対前年(同月)比		93.1%
	便数(便)		9,438
	1便当り乗車人員(人/便)		12.5
H23年度	乗車人員(人)		126,337
	対前年(同月)比		101.6%
	便数(便)		9,464
	1便当り乗車人員(人/便)		13.3
H22年度	乗車人員(人)		124,327
	対前年(同月)比		102.9%
	便数(便)		9,412
	1便当り乗車人員(人/便)		13.2
H21年度	乗車人員(人)		120,765
	便数(便)		9,438
	1便当り乗車人員(人/便)		12.8



平成 27 年度 内灘町地域公共交通協議会
生活交通ネットワーク計画（内灘町地域内フィーダー系統確保維持計画）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統関係）

平成 26 年 6 月 30 日
（名 称） 内灘町地域公共交通協議会
（代表者名） 上出 孝之 印

0. 生活交通ネットワーク計画の名称
内灘町地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>内灘町内には、民間路線バス・コミュニティバス・乗合タクシーで構成される公共交通網が形成されている。また当町内においては、医科大学病院や大型スーパーが町民の日常生活において重要な役割を担っている状況である。</p> <p>こうした中で、コミュニティバスは、車を運転できない高齢者等を中心に、日常生活に必要不可欠な交通機関として機能している。</p> <p>しかしながら、コミュニティバスは、これまでも運行ルート等を見直しながら利用者の声を反映させ、利便性の向上を図ってきたが、燃料費の高騰や車両の老朽化等に伴い、収支の悪化・財政的負担の増加等、運行に様々な問題を抱えている状況である。また、一部地域においては、コミュニティバスが町内移動のための唯一の公共交通手段という状況である。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、コミュニティバスの運行を確保・維持することで、地域住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
南部ルート、全町ルート共に、収支率を 30%以上とする。
（2）事業の効果
コミュニティバスの運行を維持することにより、町内の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。これに伴い、外出が促進され、地域活性化にもつながる。
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
<p>① 予定している時刻表： コミュニティバス時刻表（別紙添付） [運行予定期間] 平成 26 年 10 月 1 日から 3 ヶ年以上継続</p> <p>② 運行事業者決定の経緯： コミュニティバスは、平成 19 年度より運行を開始し、日本海観光バス株式会社を運行事業者として業務を委託してきた。本業務委託契約は、平成 25 年 1 月末までであったが、当該事業者はバスの経路を充分把握しており、安全面に置いて信頼があるため、継続して委託している。</p> <p>③ 地域内フィーダー系統の補足資料 （既存交通や地域間交通との関係や整合性を図っている旨の説明等）： 内灘町は、町内既存の公共交通機関である路線バスや浅野川線電車の補完として、コミュニティバスを導入した。導入当初よりバス会社等とルートや時刻表等について協議し、併せて町内の生活路線となるよう調整した。</p> <p>※コミュニティバス、路線バスの路線図（別添参照）</p>

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
別紙添付
5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
日本海観光バス株式会社
6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
7. 別表4及び別表4-1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】
8. 別表4及び別表4-1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
「交通不便地域」地図（別紙添付）
10. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
(2) 事業の効果
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額（表6及び表7又は表6-1及び表7-1）【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

14. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成23年5月10日（第1回） 計画内容について合意
- ・平成24年3月29日（第2回） 実績報告等
- ・平成24年5月31日（第3回） 補助額変更に伴う計画変更について合意、
コミュニティバス運行についての見直し等
- ・平成24年7月26日（第4回） コミュニティバス運行についての見直しをまとめ、
平成25年2月からのルート変更について合意
- ・平成25年4月18日（第5回） 実績報告、計画内容について合意
- ・平成25年10月21日（第6回） コミュニティバス運行についての見直し（書面表決）
- ・平成26年3月25日（第7回） 実績報告等
- ・平成26年6月30日（第8回） 計画内容について合意

15. 利用者等の意見の反映

町役場庁舎内に意見箱を設置し、本計画に関する意見を募集する。

16. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	石川県企画振興部新幹線・交通対策監室
関係市区町村	内灘町
交通事業者・交通施設管理者等	石川県津幡土木事務所（道路管理者）、内灘町都市整備部長（道路管理者）、日本海観光バス株式会社、北鉄金沢バス株式会社、北陸鉄道株式会社、石川県私鉄バス労働組合協議会、津幡警察署
地方運輸局	石川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	金沢大学教授、内灘町商工会、学校法人金沢医科大学、内灘町連合女性会、内灘町町会区長会、一般町民（利用者代表）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 石川県河北郡内灘町字大学1-2-1
（所 属） 内灘町地域振興課
（氏 名） 能澤 洋
（電 話） 076-286-6708
（e-mail） chiiki@town.uchinada.lg.jp

別紙

1. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロッ ク名	申 請 番 号	運 行 系 統 名	運 行 系 統			計 画 運 行 日 数	計 画 運 行 回 数	系 統 キ ロ 程		計 画 実 車 走 行 キ ロ	
			起 点	主 な 経 由 地	終 点			子			ヲ
								往	復		(平均)
北陸 (一般 乗合)	1	南部ルート	内灘町役場	内灘中学校前	内灘町役場	363 日	3,993.0 回	往 16.1km 復 0.0km	16.1km	64,287.3km	
北陸 (一般 乗合)	2	全町ルート	内灘町役場	西荒屋公民館 前	内灘町役場	363 日	2,541.0 回	往 26.4km 復 0.0km	26.4km	67,082.4km	
北陸 (一般 乗合)	3	全町ルート	内灘町役場	西荒屋公民館 前	内灘町役場	363 日	363.0 回	往 10.6km 復 0.0km	10.6km	3,847.8km	
合計		系統						往 53.1km 復 0.0km	53.1km	135,217.5km	

4

補 助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	補 助 対 象 経 常 費 用 の 見 込 額 ヘ×ヲ以下の 額:ワ	補 助 対 象 系 統 の キ ロ 当 た り 経 常 収 益 (ノの額) ト	補 助 対 象 系 統 の 経 常 収 益 の 見 込 額 ト×ヲ以上 の額:カ	補 助 対 象 経 常 費 用 か ら 経 常 収 益 を 控 除 し た 額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外 乗入部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗入 部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補 助 対 象 経 費 ツ	補 助 対 象 経 費 の 1/2 ツ×1/2=ネ	国 庫 補 助 上 限 額 ナ	国 庫 補 助 金 内 定 申 請 額 (ネ又はナのうち いずれか少ない ほうの額) ラ
北陸 (一般 乗合)	1	12,329,661 円	73 円.55 銭	4,728,331 円	7,601,330 円	7,601,330 円	7,601 千円	3,800.5 千円		
北陸 (一般 乗合)	2	12,865,733 円	65 円.78 銭	4,412,681 円	8,453,052 円	8,453,052 円	8,453 千円	4,226.5 千円		
北陸 (一般 乗合)	3	737,969 円	65 円.78 銭	253,109 円	484,860 円	484,860 円	484 千円	242.0 千円		
合計		25,933,363 円		9,394,121 円	16,539,242 円	16,539,242 円	16,538 千円	8,269.0 千円	12,053 千円	8,269 千円

・半島振興法上の石川県内交通不便地域

